

四日市市告示第464号

四日市市文化活動促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4年 7月 6日

四日市市長 森 智 広

四日市市文化活動促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市文化活動促進補助金交付要綱（令和4年四日市市告示第115号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><u>第2条</u> この要綱において、<u>伝統的な文化行事とは、各地域に伝わる伝統的な文化行事及び民俗芸能であって地域性と歴史性の両面の視点から以下のすべてに該当するものをいう。</u></p> <p><u>(1) 地域由来の行事であること。</u></p> <p><u>(2) 地域住民の発意によって実施されるものであること。</u></p> <p><u>(3) 地域住民のよりどころとなるものであること。</u></p> <p><u>(4) 行事の創始時期が昭和20年8月以前であること。</u></p> <p><u>(5) 今後継続する見込みがあること。</u></p> <p><u>第3条</u> (略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p><u>第4条</u> 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) ユネスコ無形文化遺産継承支援事業又は四日市市地域の文化遺産の</u></p>	<p><u>第2条</u> (略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p><u>第3条</u> 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

保存・継承支援事業補助金を活用する、もしくは地域で定例的に行われる伝統的な文化行事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象事業としない。

- (1) 市から前項第2号及び第3号以外の補助金の交付を受けている事業
- (2) から(4)まで (略)
- (5) 市及び市が関わる実行委員会等が主催・共催となり実施する事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) マスク、消毒液、体温計、検査キット等新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る消耗品の購入費
- (2) から(5)まで (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

(交付請求及び交付)

第10条 申請者は、第8条の交付決定(変更承認)通知に基づき、補助金の

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象事業としない。

- (1) 市から前項第2号以外の補助金の交付を受けている事業
- (2) から(4)まで (略)

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費(以下「補助対象経費」)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) マスク、消毒液等新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る消耗品の購入費
- (2) から(5)まで (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

(交付請求及び交付)

第9条 申請者は、第7条の交付決定(変更承認)通知に基づき、補助金の概算

概算交付を受けようとする場合は、補助金請求書（第5号様式）により、市長に補助金決定額の2／3の範囲内で概算請求をすることができる。

2 （略）

第11条 （略）

第12条 （略）

第13条 （略）

第14条 （略）

交付を受けようとする場合は、補助金請求書（第5号様式）により、市長に補助金決定額の2／3の範囲内で概算請求をすることができる。

2 （略）

第10条 （略）

第11条 （略）

第12条 （略）

第13条 （略）

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

四 日 市 市 長

申請者 住 所
団 体 名
代 表 者
電 話 番 号

〔 法人の場合は、主たる事業所の所在地
名称及び代表者の職氏名 〕

四日市市文化活動促進補助金交付申請書

四日市市文化活動促進補助金交付要綱第4条に定める活動を実施したいので同要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実施団体概要
- (4) 第4条第1項(各号)に該当することを示す資料

住 所
団体名
代表者

四日市市文化活動促進補助金交付決定（変更承認）通知書

年 月 日付けで申請（計画変更承認申請）のあった四日市市文化活動促進補助金については、四日市市文化活動促進補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり交付（変更承認）することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助金の額 金 円
補助対象事業費 金 円（内訳は別紙参照）

2. 補助金交付の条件

- ・この補助金は申請書記載の事業目的以外の用途に使用してはなりません。
- ・この補助金は市が監査を行うことがあります。
- ・事業が完了した時は、早急に実績報告書を提出すること。なお、活動報告会への参加をお願いする場合があります。
- ・事業関係書（経理簿、領収書等）は5年間保管すること。
- ・補助金の支払いは、原則完了払いですが、交付決定額の2／3の範囲での概算支払いが可能で、実績報告確認後残額を精算で支払います。
- ・事業内容等に変更が生じた場合は早やかに報告し、指示に従うこと。
- ・実績報告の内容によっては、補助金を返還していただく場合があります。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

四 日 市 市 長

四日市市文化活動促進補助金について

年 月 日付けで申請のあった四日市市文化活動促進補助金については、下記の理由により不採択となりましたので通知します。

（理由）

四 日 市 市 長

住 所
申請者 団体名
代表者
電話番号

四日市市文化活動促進補助金変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令文化第 - 号をもって交付決定（変更承認）を受けた活動の内容を変更したいので、四日市市文化活動促進補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の概要

2 補助申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業（変更）計画書
- (2) 収支予算書

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

四 日 市 市 長

住 所

団体名

代表者

電話番号

[申請者が自署しない場合は、記名押印してください]

四日市市文化活動促進補助金請求書

四日市市文化活動促進補助金交付要綱第12条の規定に基づき、補助金を請求します。

請求金額 金 円

四 日 市 市 長

住 所

団体名

代表者

電話番号

[申請者が自署しない場合は、記名押印してください]

四日市市文化活動促進補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市指令文化第 - 号をもって交付決定（変更承認）を受けた活動を完了したので、四日市市文化活動促進補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記関係書類を添えて報告します。

記

- | | | | |
|---|----------|---------------|---|
| 1 | 活動に要した経費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助額 | 金 | 円 |
| 3 | 添付書類 | | |
| | (1) | 活動報告書 | |
| | (2) | 収支決算書 | |
| | (3) | 領収書（又は領収書の写し） | |
| | (4) | 事業内容を示す写真 | |
| | (5) | その他 | |

住 所

団体名

代表者

四日市市文化活動促進補助金確定通知書

年 月 日付け四日市市指令文化第 - 号をもって交付決定（変更承認）した
四日市市文化活動促進補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助確定額 金 円
- 2 既に交付した額 金 円
- 3 補助金の残額の交付を受ける方は、同封の「四日市市文化活動促進補助金」に必要事項を記入の上、請求してください。
- 4 既に確定額を超える補助金が交付されている方は、同封の「納入通知書」により、超過交付された額を返還してください。

年 月 日

四日市市長

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(シティプロモーション部文化課)